

承認第1号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年3月4日提出

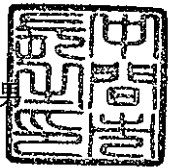
中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

中間市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成26年1月20日

中間市長 松下 俊 典



記

1 相手方



2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成26年1月7日(火)午後10時頃

(2) 事故の発生場所

中間市太賀一丁目7番地先(太賀一丁目2号線)

(3) 事故の状況

中間市が管理する中間市道太賀一丁目2号線を自転車が行進中に集水柵(グレチング)の隙間にタイヤが挟まり前方に転倒し、怪我並びに自転車及び制服を損傷した。

3 損害賠償の額

51,382円

4 和解の趣旨

市は、相手方に対し、本事故に関する一切の損害賠償金として、市の加入する保険会社である株式会社損保ジャパンから金51,382円を相手方指定の口座に支払うものとする。

上記のとおり示談が成立したことを証するため、示談書3通を作成し、市、相手方記名押印の上、市、相手方及び損保ジャパンが各1通を保有する。

今後本件に関しては、市、相手方双方とも裁判上又は裁判外において一切異議又は請求の申立てをしないことを誓約する。